

年間非消費支出の推計方法

年間非消費支出（税・社会保険料）については、『年収・貯蓄等調査票』による調査を行っていないため、『世帯票』及び『年収・貯蓄等調査票』の調査項目を基に世帯ごとに推計を行った。

1 税

所得税及び住民税を推計の対象とした。住民税は本来、前年所得を基準に課税されるが、ここでは便宜上、当年所得を基に推計を行った。

税額の算出に当たっては、世帯員（「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「他の世帯員（65歳未満）」及び「他の世帯員（65歳以上）」ごとに、以下のとおり算出した。

- ① 年間収入の種類別に給与所得控除、公的年金等控除を行い、総所得を算出
- ② 総所得から、社会保険料、生命保険・地震保険料、ひとり親、配偶者、配偶者特別、扶養、基礎の各控除を行い、課税所得を算出
- ③ 課税所得に対して税率表を適用し、課税額を算出
- ④ 課税額から、住民税については調整控除分及び定額減税分を控除し、所得税については復興特別所得税を加算し、定額減税分を控除
- ⑤ 「利子・配当金」に係る税額を（一律源泉分離課税とみなして）加算

なお、②の所得控除の各控除額については、世帯ごとに扶養関係等を推定した上で算出した。また、②の社会保険料については、後述「2 社会保険料」に手順により算出した。さらに、医療費、障害者、寄付金等の控除は、対象者数が少ないこと、全国家計構造調査では情報が得られないことなどから、推計には使用していない。

2 社会保険料

公的年金保険料、健康保険料及び介護保険料を推計の対象とし、世帯ごとに扶養関係等を推定した上で、世帯員ごとに支払保険料を算出した。

なお、保険料、保険料率の算出に当たっては、全国家計構造調査の年間収入の調査対象期間（令和6年調査では、2023年11月から2024年10月まで。）の期間に合わせた推計を行っている。

ア 公的年金保険料

国民年金加入者（第1号、第3号被保険者）及び被用者年金（厚生年金など。）加入者の2区分別に算出した。

国民年金加入者については、第1号被保険者は一人当たり保険料を算出、第3号被保険者は保険料負担なしとした。一方、被用者年金加入者については、各保険の事業報告等から被用者年金加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。

イ 健康保険料

国民健康保険加入者、職域保険（各種健康保険組合、公務員共済など。）加入者及び後期高齢者医療保険加入者の３区分別に算出した。

国民健康保険加入者については、「国民健康保険事業年報」（厚生労働省）の被保険者一人当たり調定額（介護分を除く。）を一人当たり保険料として一律に適用した。職域保険加入者については、各保険の事業報告等から職域保険加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。後期高齢者医療保険加入者については、「後期高齢者医療事業状況報告」（厚生労働省）の被保険者一人当たり保険料調定額を一人当たり保険料として一律に適用した。

ウ 介護保険料

40歳以上の国民健康保険加入者及び職域保険加入者の２区分別に算出した。

国民健康保険加入者については、「国民健康保険事業年報」から国民健康保険加入者全体の一人当たり平均保険料を算出し、一律に適用した。職域保険加入者については、各保険の事業報告等から職域保険加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。